

2020年2月27日

内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書

インフラファンド発行者名

タカラレーベン・インフラ投資法人

代表者名 執行役員 菊池 正英

(コード：9281)

問合せ先 TEL. 03-6262-6402

管理会社名

タカラアセットマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 高橋 衛

1. 基本情報

(1) コンプライアンスに関する基本方針

① 基本的な考え方

本投資法人及び本管理会社は、本管理会社による本投資法人の資産運用業務が本投資法人の投資主の資金を運用する行為であるという重要性を認識し、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、法律等を遵守し、利害関係人等との取引、利害関係人等がその資産の運用を行っている又は運用もしくは管理に係る助言を行っている相手方との取引等に関する利益相反の排除等を通じ、投資主の利益保護及び投資主からの信頼確保に努めています。

② 本投資法人におけるコンプライアンス体制

本投資法人の役員体制は、執行役員1名及び監督役員2名から構成されています。執行役員は本管理会社の代表取締役副社長が兼職しており、本投資法人の業務を執行しています。また、監督役員は、本管理会社との間に特別の利害関係がない弁護士1名、公認会計士1名の計2名が選任されており、3ヶ月に1回以上開催される本投資法人の役員会において、執行役員、本管理会社及び一般事務受託者等から、本投資法人の運営、資産運用の状況並びに一般事務受託者の業務遂行状況、コンプライアンス及びリスク管理に関する事項等について報告を受ける体制を築いています。また、本投資法人は、本管理会社より、本投資法人の資産運用の状況等の他、本管理会社の内部統制及びコンプライアンス遂行状況等について、定期的に役員会で報告を受ける体制を築いています。

(2) 投資主の状況

2019 年 11 月 30 日現在

氏名・名称	投資法人、管理会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	投資口口数 (口)	比率 (%)
株式会社タカラレーベン	本管理会社であるタカラアセットマネジメント株式会社に 100%出資している親会社です。本投資法人及び本管理会社とスポンサーサポート契約及び商標の使用等に関する覚書を締結しています。本投資法人の設立時及び新投資口発行時に出資しています。	19,656	14.18
労働金庫連合会	該当事項はありません。	3,113	2.24
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	該当事項はありません。	2,626	1.89
株式会社香川銀行	該当事項はありません。	2,558	1.84
大和信用金庫	該当事項はありません。	2,118	1.52
株式会社福岡銀行	該当事項はありません。	1,905	1.37
香川県信用組合	該当事項はありません。	1,700	1.22
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 006-K	該当事項はありません。	1,421	1.02
株式会社あおぞら銀行	該当事項はありません。	1,300	0.93
山下 研二	該当事項はありません。	1,279	0.92
上位 10 名合計		37,676	27.18

(注)「比率」は、発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の割合を、小数点第 2 位未満を切り捨てて記載しています。

(3) 管理会社の大株主の状況

2019年11月30日現在

氏名・名称	投資法人、管理会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	株数 (株)	比率 (%)
株式会社タカラレーベン	「1. 基本情報 (2) 投資主の状況」をご参照ください。	8,000	100.0
合計		8,000	100.0

(4) 投資方針・投資対象

タカラレーベン・インフラ投資法人の第8期有価証券報告書「第一部ファンド情報 第1ファンドの状況 2投資方針 (1) 投資方針、及び (2) 投資対象」をご参照下さい。

(5) 海外インフラ資産等及び海外インフラ関連有価証券への投資に関する事項

① 海外インフラ資産等及び海外インフラ関連有価証券への投資姿勢

本投資法人の規約において、「本投資法人の投資対象地域は、主として日本国内とする。ただし、海外への投資を妨げない。」としていますが、海外インフラ資産等及び海外インフラ関連有価証券への投資を行う具体的な予定はありません。

(6) スポンサーに関する事項

① スポンサーの企業グループの事業の内容

スポンサーである株式会社タカラレーベン（以下「タカラレーベン」又は「スポンサー」といいます。）は、1972年9月に設立され、戸建分譲事業及び分譲マンション事業を展開し、2001年にJASDAQ上場、2003年に東京証券取引所市場第二部上場、2004年に東京証券取引所市場第一部に上場しました。株式会社不動産経済研究所（以下「不動産経済研究所」といいます。）によれば、2018年全国マンション供給戸数ランキングにおいてはタカラレーベンは8位となっています。

タカラレーベンは、太陽光発電マンションのパイオニアとして、2013年よりメガソーラー事業にも参入しており、2019年11月末時点で、既に稼働させている太陽光発電設備等は34箇所合計103.9MW規模（注1）、開発中の太陽光発電設備等は3箇所合計58.8MW規模（注1）のパネル出力（注2）になります。また、2019年10月31日付で2021年3月期の目標として、発電事業において250MWの発電規模を目指す（注3）ことを公表しています。

なお、タカラレーベンは、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第8条第3項に基づき、2016年5月11日に電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業（注4）の届出を行い、同日以降、同項第15号に規定する発電事業者（注5）となり、かつ、同法により加入が義務付けられている電力広域的運営推進機関の会員となっています。

タカラレーベンが関東を中心に分譲マンション事業及び戸建分譲事業を展開しており、当該地域におけるネットワークを有していることから、タカラレーベンの太陽光発電所用地は、東京電力パワーグリッド株式会社管内である関東地方において多く開発されています。新規接続申込に対して適用される出力抑制ルール（注6）は地域によって適用されるルールが異なりますが、東京電力パワーグリッド株式会社が管轄するエリアは、人口が多く接続可能量が大きいいため、2020年2月21日現在、同社は指定電気事業者（注7）に指定されておらず、太陽光発電に係る新規接続申込に対して360時間ルール（注6）が適用されています。したがって、本投資法人は、後記「② スポンサーの企業グループとのインフラ資産等又はインフラ関連有価証券の供給や情報提供に係る契約等の状況」に記載のスポンサーサポートの活用によりスポンサーから資産を取得することがあるところ、その場合、スポンサーのパイプラインは出力抑制の影響が比較的小さい地域の太陽光発電設備が中心になることが見込まれます。

なお、本投資法人は、賃借人であるタカラレーベンとの保有資産（後記「3. スポンサー関係者等との取引等（1）利害関係人等との取引等 ②取引の種別：賃貸借取引」に記載の本投資法人が利害関係人等と賃貸借取引を行っている特定資産をいいます。以下同じです。）に係る賃貸借契約において、無補償の出力抑制があった場合においても最低保証賃料を受け取れることとされています。

（注1）本投資法人の保有資産に係る太陽光発電設備のパネル出力が含まれています。なお、2019年11月末時点の実績については、スポンサーから受領した資料により確認した情報です。また、「LS」とは、レーベンソーラーの略称です。以下同じです。

（注2）「パネル出力」とは、各発電設備に使用されている太陽光パネル1枚当たりの定格出力（太陽光パネルの仕様における最大出力をいいます。）にパネル総数を乗じて算出される出力をいいます。なお、実際の発電出力は、太陽光発電設備の太陽電池モジュール容量とパワーコンディショナー容量のいずれか小さい方の数値となるため、パネル出力よりも小さくなる可能性があります。以下同じです。

（注3）株式会社タカラレーベン 2020年3月期第2四半期決算説明会資料プレゼンテーション資料によります。発電事業においては、風力・バイオマス等、他の再生可能エネルギーの導入も検討するとされています。なお、当該発電規模の目標値を達成できるとは限りません。

（注4）電気事業法第2条第1項第14号に規定する「発電事業」とは、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であって、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める一定の規模を超えるものをいいます。ここでいう「小売電気事業」、「一般送配電事業」及び「特定送配電事業」とは、それぞれ、電気事業法第2条第1項第2号、第8号及び第12号に定義される意味によります。

（注5）電気事業法第2条第1項第15号に規定する「発電事業者」とは、電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業を営むことについて、電気事業法及び経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出た者をいいます。

（注6）「適用される出力抑制ルール」は、接続電気事業者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。その後の改正を含みます。以下「再エネ特措法施行規則」といいます。）に定める回避措置を講じたとしてもなお、接続電気事業者における電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において接続契約上無補償で出力の抑制が求められ得る期間の上限に関して適用があるルールを記載しています。「30日ルール」とは、かかる期間の上限が年間30日である場合をいい、「360時間ルール」とは、かかる期間の上限が年間360時間である場合をいい、「指定ルール」とは、上記のような期間の上限なく無制限に無補償で出力の抑制が求められ得る場合をいいます。なお、指定ルールは、下記（注7）記載の指定電気事業者がその接続申込量が接続可能量を超過した場合にのみ採用することができます（再エネ特措法施行規則第14条第1項第11号）。

（注7）「指定電気事業者」とは、再エネ特措法施行規則第14条第1項第11号に定める指定電気事業者を意味し、同項第8号イの規定により特定契約電気事業者（同規則第14条第1項第1号に定める意味によります。）が損害の補償をすることなく特定契約申込者（同規則第14条第1項第2号に定める意味によります。）に求めることができる種類の認定発電設備（認定に係る再生可能エネルギー発電設備をいい、経済産業大臣が指定する種類の再生可能エネルギー発電設備に限ります。）の出力の抑制の上限を超えて出力の抑制を行わなければ当該再生可能エネルギー発電設備により発電された電気を追加的に受け入れることができなくなることが見込まれる電気事業者として経済産業大臣が指定する電気事業者をいいます。以下同じです。

② スポンサーの企業グループとのインフラ資産等又はインフラ関連有価証券の供給や情報提供に係る契約等の状況

タカラレーベンは、これまでの太陽光発電設備の開発及び太陽光発電事業の運営を通して、高い事業運営ノウハウを有しています。本投資法人及び本管理会社は、以下の内容を有するスポンサーサポート契約及び商標の使用等に関する覚書（タカラレーベンが本投資法人及び本管理会社との間で、本投資法人に対するサポート等に関し、2015年12月15日付で締結した商標の使用等に関する覚書（その後の変更を含みます。）をいいます。以下同じです。）をタカラレーベンとの間で締結しています。これらにより、外部成長及び内部成長に関連するスポンサーからの様々なサポートやスポンサーのブランド力を活用することが可能となり、今後の本投資法人の成長に寄与するものと本投資法人は考えています。

<スポンサーサポート契約の内容（外部成長戦略関連）>

a. タカラレーベングループ（注）保有物件情報の優先的提供及び優先的売買交渉権の付与

タカラレーベングループが保有している再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産（本投資法人及び本管理会社の投資方針に合致する資産に限ります。以下「適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等」といいます。）を売却しようとする場合には、本投資法人及び本管理会社に対し、第三者に先立ち当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等に関する情報を優先的に提供し、優先的に売買交渉をする権利（以下「優先的売買交渉権」といいます。）を付与するものとします。

前記に従い適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等に関する情報の提供を受けた日（同日を含みます。）から60銀行営業日（以下「優先検討期間」といいます。）以内に、本投資法人及び本管理会社は、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等の取得の意向の有無を優先的売買交渉権を付与した者（以下「優先交渉権付与者」といいます。）に回答するものとします。なお、優先交渉権付与者と本投資法人又は本管理会社とが別途合意した場合、検討期間は、当該合意した期間延長されません。

優先交渉権付与者は、優先検討期間内に本投資法人又は本管理会社から当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等の取得の意向がある旨を回答された場合、本投資法人又は本管理会社と当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等の売却の条件について誠実に協議し、合意に達した場合、優先交渉権付与者は、本投資法人に対し、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等を売却します。

本投資法人及び本管理会社が、優先交渉権付与者に対し、(i)優先検討期間内に取得の意向がある旨を回答しなかった場合、(ii)取得の意向がない旨を回答した場合又は(iii)取得の意向がある旨を回答したものの当該回答を優先交渉権付与者が受領した日（同日を含みます。）から60銀行営業日又は優先交渉権付与者と本投資法人若しくは本管理会社とが別途合意して定める期間内に売却の条件について合意に達しなかった場合、優先的売買交渉権は消滅します。

なお、前記物件情報の優先的提供及び優先的売買交渉権の付与は、(i)タカラレーベングループが行政機関の要請に基づいて適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等を売却する場合及び(ii)タカラレーベングループがスポンサーサポート契約締結前に締結済みの第三者との契約に基づき、当該第三者に対して優先的売買交渉権を付与することを要する場合には適用されません。

（注）「タカラレーベングループ」とは、タカラレーベン及び関連会社10社（2020年2月27日現在）より構成されているグループをいいます。以下同じです。

b. 第三者保有物件情報の提供

スポンサーは、第三者が所有、開発又は運営する適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等について、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等の所有者が売却を検討していることを知った場合には、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等の所有者の意向等で情報を提供することができない場合を除き、本投資法

人及び本管理会社に対し、遅くとも第三者に情報を提供すると同時に当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等に関する情報を提供します。ただし、スポンサーがスポンサーサポート契約締結前に締結済みの第三者との契約に基づき、当該第三者に対して優先的に情報提供することを要する場合（優先的売買交渉権を付与することを要する場合を含みます。）はこの限りではありません。

c. 資産取得業務等の支援

スポンサーは、本投資法人がタカラレーベングループ以外の第三者から適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等を取得しようとする場合において本管理会社から要請されたときは、タカラレーベングループが保有する人的及び物的資源、インフラ産業や再生可能エネルギー分野における知識、経験及び再生ノウハウ並びに国内外のネットワークその他の資源を利用して、本投資法人の資産取得業務等を効率的に行うことを目的として、本投資法人及び本管理会社のために、本投資法人及び本管理会社の要請に応じ、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等に関する情報収集及び提供、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等における運営計画及び広報戦略等の立案及び検討、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等の改善計画の立案及び検討その他の支援業務を行い、本管理会社による当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等の取得業務等を支援するものとします。

d. ウェアハウジング機能の提供

本投資法人及び本管理会社は、将来における本投資法人による適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等の取得を目的として、取得予定時期並びに取得予定価格又は取得価格の決定方法等を提示した上で、第三者が保有又は運用している適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等の取得及び一時的な保有（ウェアハウジング）をスポンサーに依頼することができ、スポンサーは、かかる依頼を誠実に検討し、当該依頼を受けた日（同日を含みます。）から 15 銀行営業日以内に、受諾の可否を本投資法人及び本管理会社に対し回答します。

e. 資産の共有に関する協議

本投資法人及び本管理会社は、スポンサーに対して、本投資法人との間で適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等を共有（準共有を含みます。）することを申し入れることができ、スポンサーは、かかる申入れについて真摯に検討するものとします。

<スポンサーサポート契約の内容（内部成長戦略関連）>

a. 賃貸借契約の締結協議

本投資法人及び本管理会社は、スポンサーが本管理会社の定めるオペレーターの選定基準（以下「オペレーター選定基準」といいます。同基準の詳細については、後記「4. その他 （4） オペレーターの選定基準及び適合状況 ① オペレーターの選定基準に関する事項」をご参照ください。）を満たすことを条件に、賃借人兼オペレーターとして賃貸借契約を締結することをスポンサーに申し入れることができ、スポンサーは、かかる申入れについて真摯に検討するものとします。

b. オペレーターの選定等支援

スポンサーは、本投資法人の運用資産の運営に係るオペレーターの選定、期中管理、交代等の業務について支援するものとします（適切なオペレーターの探索及び確

保、前記 a. の申入れに基づきスポンサー自身がオペレーターとなること等を含みますがこれらに限られません。)

c. O&M 業者の選定等支援

スポンサーは、O&M 業者の選定、期中管理、交代等の業務について支援するものとします（適切な O&M 業者の探索及び確保、スポンサー自身による O&M 業務の一部又は全部の遂行等を含みますがこれらに限られません。)

d. 売却資産に関する情報の提供

スポンサーは、本投資法人及び本管理会社から保有資産の売却を予定している旨の通知を受けた場合には、当該売却予定の資産を購入する意欲があると合理的に見込まれる購入希望者の情報（スポンサー自身が購入を希望する場合はその旨の情報を含みます。）を、本投資法人及び本管理会社に対し、第三者に先立ち優先的に提供するものとします。

e. 固定価格買取期間終了後の電力売却支援

スポンサーは、本投資法人及び本管理会社から依頼された場合、本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備における固定価格買取期間が終了した後、当該設備に係る売電事業者（当該設備の賃借人を含みます。）が、当該設備において発電する再生可能エネルギー電気（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいいます。以下同じです。）の売却手段を早期に確保（当該再生可能エネルギー電気の新たな買取先となる電気事業者の確保による場合を含みますがこれに限られません。）できるよう支援するものとします。

f. 融資に関する情報提供等

スポンサーは、本投資法人及び本管理会社から依頼された場合、本投資法人の融資による資金調達に関する情報提供及びアドバイスの提供を行うものとします。

g. 境界紛争に係る対応支援

スポンサーは、本投資法人が保有する土地の境界に関して隣地所有者その他の者との間で紛争又はその可能性が生じた場合において、本投資法人及び本管理会社から依頼された場合、当該紛争の相手方との協議、交渉その他の対応について支援するものとします。

また、本投資法人がタカラレーベングループから土地を購入又は賃借する場合（借地権等の承継を行う場合を含みます。以下、本 g. において同じです。）であって、本投資法人による購入又は賃借前の調査の結果、境界に関する紛争が生じる合理的可能性があると認められその他これに準ずる事由があると本投資法人又は本管理会社が判断し、スポンサーに要請したときは、スポンサーは、当該土地等の譲渡人又は賃貸人等となるタカラレーベングループに属する者が、本投資法人との間で締結する土地等の売買契約又は賃貸借契約において、①自ら又は地主をして境界について隣地所有者との間で交渉を行い、境界確認書の締結等本投資法人が合理的に要請する措置を講じるよう最大限努力するとともに、②これらの事由に起因して本投資法人が損害等を被り又は何らかの負担をする場合には、本投資法人に対し、かかる損害等を賠償する旨を約するよう、必要な措置を講じるものとします。

h. 土壌汚染に係る対応支援

スポンサーは、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。その後の改正を含みます。）その他の環境関連法令等に基づき本投資法人に対しその保有する土地につき土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課され、又は課されるおそれが生じた場合において、本投資法人及び本管理会社から依頼された場合、当該義務の履行その他の対応について支援するものとします。

また、本投資法人がタカラレーベングループから土地を購入又は賃借する場合（借地権等の承継を行う場合を含みます。以下、本 h. において同じです。）であって、本投資法人による購入又は賃借前の調査の結果、土壌、地下水等の汚染に関する問題が生じる合理的可能性があるとして認められその他これに準ずる事由があると本投資法人又は本管理会社が判断し、スポンサーに要請したときは、スポンサーは、当該土地等の譲渡人又は賃貸人等となるタカラレーベングループに属する者が、本投資法人との間で締結する土地等の売買契約又は賃貸借契約において、①当該問題を解決するために本投資法人が合理的に要請する措置を講じるよう最大限努力するとともに、②これらの事由に起因して本投資法人が損害等を被り又は何らかの負担をする場合には、本投資法人に対し、かかる損害等を賠償する旨を約するよう、必要な措置を講じるものとします。

i. その他の支援（人的サポート・ノウハウの提供等）

スポンサーは、本投資法人及び本管理会社から依頼された場合、本管理会社に対し、適用法令に反しない範囲で、(i)適格再生可能エネルギー発電設備・不動産等の取得及び運用（本投資法人の賃貸先又は業務委託先の管理（選定、期中管理、交代等）を含みます。）に関する助言・補助、(ii)人材の派遣を含め必要とされる人材確保への協力、並びに(iii)本管理会社の役職員に対する研修の提供その他の必要な支援を行うものとします。

<スポンサーサポート契約の内容（本投資法人の投資口の保有）>

スポンサーは、本投資法人が新たに投資口を発行する場合には、当該投資口の一部を取得することについて真摯に検討し、本投資法人の投資口を取得した場合、特段の事情がない限り、本投資法人の投資口の保有を継続するものとします。

<商標の使用等に関する覚書の内容>

商標（タカラレーベンブランド）の使用

本投資法人及び本管理会社は、スポンサーとの間で、商標の使用等に関する覚書を締結し、本投資法人及び本管理会社が事業を推進するに当たり、本投資法人が保有する物件が「タカラレーベン」及び「レーベンソーラー」の名称並びにそのロゴマークについてスポンサーが保有する商標を無償で、非独占的に使用することの許諾を受けています。本投資法人は、商標（タカラレーベンブランド）の使用により、スポンサーのブランド力を活用することが可能となり、今後の本投資法人の成長に寄与するものと考えています。

2. 投資法人及び管理会社の運用体制等

(1) 投資法人

① 投資法人の役員の状況（2020年2月27日現在）

役職名	氏 名	主要略歴
執行役員	菊池 正英	タカラレーベン・インフラ投資法人の第8期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第1 投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照下さい。
監督役員	鈴木 隆	タカラレーベン・インフラ投資法人の第8期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第1 投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照下さい。
監督役員	森田 康裕	タカラレーベン・インフラ投資法人の第8期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第1 投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照下さい。
補欠執行役員	高橋 衛	タカラレーベン・インフラ投資法人の第8期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況（4） 役員の状況」をご参照下さい。

② 管理会社役職員と兼職する投資法人の役員の選任理由・兼職理由及び利益相反関係への態勢

氏 名	管理会社の役職名	選任理由・兼職理由	利益相反関係への態勢
菊池 正英	代表取締役副社長	(1) 選任理由 菊池執行役員は、三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）において、金融知識を基礎として、土地信託を通じた不動産投資業務を長年経験しており、金融業と不動産業に関する幅広い知識と経験から経営を行うことが期待されています。 (2) 兼職理由 本投資法人はその主たる業務である資産運用業務を委託する本管理会社との密接な連携が必要となります。本管理会社の代表権を有する者が本投資法人の執行役員を兼務することになった場合には、本投資法人と本管理会社との連携をより一層強化することが可能となります。兼務により本投資法人の役員会への機動的かつ的確な報告が可能となることで業務運営の効率化を促進でき、また、本投資法人の経営判断における妥当性の確保、実質的で十分な審議に基づく意思決定を行うことができるものと考えています。	本投資法人と本管理会社との取引関係は資産運用業務の委託のみを予定していますが、当該委託契約の変更若しくは解約等については投信法若しくは当該委託契約の条項により、役員会若しくは投資主総会の承認を受けることとされており、さらに本投資法人の「役員会規程」において特別な利害関係を有する役員は役員会の決議に参加できないこととしています。なお、本投資法人の監督役員には外部の弁護士及び公認会計士が就任し執行役員の業務執行を監督しています。 また、管理会社については会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）による利益相反取引の規制が適用されるほか、本管理会社において「利害関係人等取引規程」を制定し、本投資法人と本管理会社の利害関係人との間で取引を行う場合には、複階層に及ぶ厳格な審査手続きを実施し、さらにいくつかの階層で外部専門家による牽制を図っています。

③ その他投資法人役員の兼任・兼職による利益相反関係の有無等（前②に記載された内容を除く）

該当事項はありません。

(2) 管理会社

① 管理会社の役員の状況 (2020 年 2 月 27 日現在)

役職名・ 常勤非常勤の別	氏名	主要略歴	兼任・兼職・出向の状況
代表取締役社長 (常勤)	高橋 衛	タカラレーベン・インフラ投資法人の第8期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 (4) 役員の状況」をご参照下さい。	(兼任・兼職の状況) 該当ありません。 (出向の状況) 該当ありません。
代表取締役副社長	菊池 正英	タカラレーベン・インフラ投資法人の第8期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第1 投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照下さい。	(兼任・兼職の状況) タカラレーベン・インフラ 投資法人執行役員 (出向の状況) 該当ありません。
取締役 私募ファンド本部長 (常勤)	草島 武彦	タカラレーベン・インフラ投資法人の第8期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 (4) 役員の状況」をご参照下さい。	(兼任・兼職の状況) 該当ありません。 (出向の状況) 該当ありません。
取締役 (非常勤)	山地 剛	タカラレーベン・インフラ投資法人の第8期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 (4) 役員の状況」をご参照下さい。	(兼任・兼職の状況) 株式会社タカラレーベン 執行役員 経営企画統括グ ループ統括部長兼人事部長 兼経営企画部長 株式会社日興タカラコーポ レーション 代表取締役副 社長 (出向の状況) 該当ありません。

監査役 (非常勤)	遠藤 誠	タカラレーベン・インフラ投資法人の第8期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 (4) 役員の状況」をご参照下さい。	(兼任・兼職の状況) 株式会社タカラレーベン 監査役 株式会社レーベンゼストッ ク 監査役 (出向の状況) 該当ありません。
--------------	------	--	--

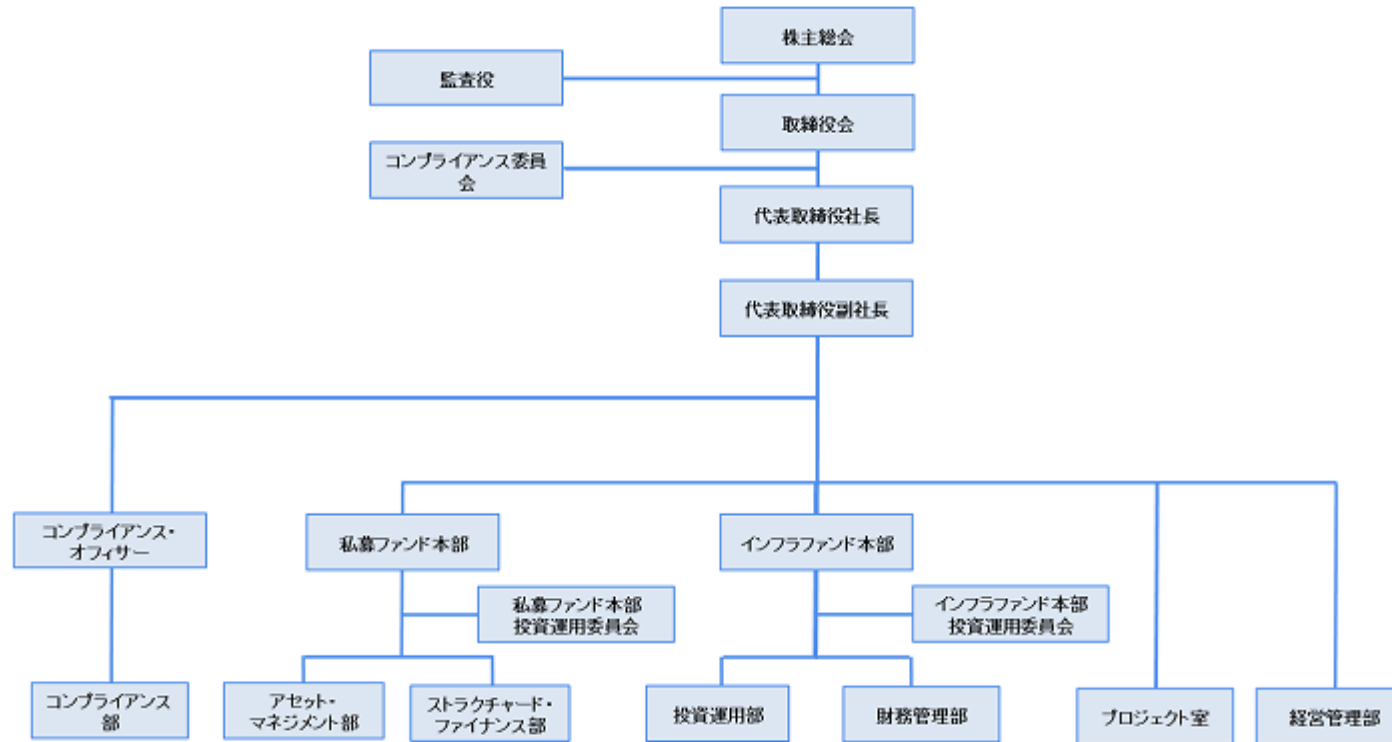
② 管理会社の従業員の状況（2020年2月27日現在）

出向元		人数	出向元と兼務がある場合にはその状況
	株式会社タカラレーベン	1名	—
	出向者計	1名	—
	管理会社従業員総数	17名	—

③ 投資法人及び管理会社の運用体制

(イ) 業務運営の組織体制

本管理会社の業務運営の組織体制は以下のとおりです。



本管理会社は、前記組織のもと、本投資法人より委託を受けた資産の運用に係る業務を行います。本管理会社の業務は、本投資法人より委託を受けた資産の運用に係る業務を担当するインフラファンド本部、私募ファンドの運営等に係る業務を担当する私募ファンド本部、各ファンドの共通部署であるコンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス部及び経営管理部並びに新規公募商品の組成に関する業務等を行うプロジェクト室の各部署に分掌されています。また、本投資法人及び私募ファンドの資産の運用等に関する事項を審議し、決定すること等を目的とする機関として、各々について投資運用委員会（本投資法人については

インフラファンド本部投資運用委員会、私募ファンドについては私募ファンド本部投資運用委員会）を設置しています。また、本管理会社における法令、諸規程、諸規則その他に係るコンプライアンス上の問題の有無を審議することを目的とする機関としてコンプライアンス委員会を設置しています。

（ロ）本管理会社の各組織の業務分掌体制

本管理会社において、本投資法人より委託を受けた資産の運用に係る業務を行う、取締役会、インフラファンド本部、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス部、並びに本管理会社に関する業務を行う経営管理部及び新規公募商品の組成に関する業務等を行うプロジェクト室の業務分掌体制は、以下のとおりです。なお、本管理会社は、本投資法人の資産運用だけではなく、私募ファンドの資産運用及びその他の業務にも関与していますが、以下では主に本投資法人の資産運用に関する事項を記載しています。

部署名	分掌業務
取締役会	・ 本管理会社の経営に係る事項の審議及び決議 ・ 各投資運用委員会決議を経て上程される事項についての審議及び決議 ・ コンプライアンス委員会決議を経て上程される事項についての審議及び決議 ・ 各投資運用委員会及びコンプライアンス委員会の外部委員の選任及び解任 ・ 本投資法人への報告 ・ その他付随する業務
インフラファンド本部	・ 投資運用部及び財務管理部の業務統括に関する事項 ・ インフラファンド本部投資運用委員会の運営に関する事項
	投資運用部 ・ 本投資法人の投資運用方針及び資産管理計画書・投資運用計画書の策定に関する業務 ・ 本投資法人の取得資産の選定及び評価その他の取得に関する業務 ・ 本投資法人の保有資産の譲渡に関する業務 ・ 本投資法人の保有資産の賃貸借に関する業務 ・ 本投資法人の保有資産の管理に関する業務 ・ 本投資法人の保有資産の土木建築請負工事その他の工事等の発注に関する業務 ・ 本投資法人の保有資産に関する債権債務の管理に関する業務 ・ その他付随する業務
	財務管理部 ・ 本投資法人の資産管理計画書・投資運用計画書の策定に関する業務 ・ 本投資法人の経理業務に関する業務 ・ 本投資法人の予算の立案及び執行に関する業務 ・ 本投資法人の決算及び税務に関する業務 ・ 本投資法人の投資主等への情報開示に関する業務 ・ 本投資法人の投資主等への対応に関する業務 ・ 本投資法人の投資口の発行、投資法人債の発行及び借入れその他の資金調達に関する業務 ・ 本投資法人の余資の運用に関する業務 ・ 本投資法人の所轄官庁との各種折衝に関する業務 ・ 本投資法人の投資主総会及び役員会の運営事務その他の本投資法人の機関運営に関する業務 ・ その他付随する業務

コンプライアンス・オフィサー／コンプライアンス部	・ 本管理会社の社内諸規程等の立案及び管理の審査並びにその遵守状況の確認に関する業務 ・ 本管理会社の各種稟議等の事前審査に関する業務 ・ 本管理会社のコンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアルその他のコンプライアンスに関する社内規程等の立案及び管理に関する業務 ・ 本管理会社のコンプライアンス・プログラムの立案及び管理その他本管理会社のコンプライアンス体制の管理に関する業務 ・ 内部監査に関する業務 ・ リスク管理統括業務 ・ その他付随する業務
経営管理部	・ 本管理会社の所轄官庁との各種折衝に関する業務 ・ 本管理会社の株主総会及び取締役会の運営に関する業務 ・ 本管理会社の経理に関する業務 ・ 本管理会社の総務、人事等の経営管理に関する業務 ・ 本管理会社の社内諸規程等の立案及び管理に関する業務 ・ 法人関係情報その他の情報管理に関する業務 ・ 本管理会社に対する苦情等の処理に関する業務 ・ その他付随する業務
プロジェクト室	・ 新規公募商品の組成に関する業務 ・ その他付随する業務

(ハ) 委員会の概要

本投資法人に関する各委員会の概要は、以下のとおりです。

a. コンプライアンス委員会

委員	代表取締役社長、取締役（常勤取締役のみとします。ただし、各本部担当取締役は含みません。）、コンプライアンス・オフィサー（委員長）及び1名の外部委員 (注)
審議内容	・ 本管理会社の「利害関係人等取引規程」に定める「利害関係人等」との取引（以下「利害関係人等との取引」といいます。）に関する事項の審議及び決議 ・ 本管理会社のリスク管理に関する事項の審議及び決議 ・ 本管理会社のコンプライアンス規程及びコンプライアンス委員会規程の改廃に関する事項の審議及び決議 ・ コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの策定及び改廃に関する事項の審議及び決議 ・ 本管理会社に対する苦情等の処理に関する事項の審議及び決議 ・ コンプライアンス・オフィサーが必要と認めた事項の審議及び決議 ・ 本管理会社の業務分掌規程その他の社内規程等により別途定める事項の審議及び決議 ・ 本投資法人の運用ガイドライン案、資産管理計画書案及び投資運用計画書案の策定及び変更に関する審議及び決議 ・ 個別投資ファンドの年度運用計画書案及び資産管理計画書案の策定及び変更に関する審議及び決議 ・ その他付随する事項の審議及び決議
審議方法等	・ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス・オフィサー及び外部委員が出席（テレビ会議システム又は電話会議システムによる出席を含みます。以下同じです。）し、かつコンプライアンス委員会委員の3分の2以上の出席があった場合に開催されます。 ・ コンプライアンス委員会の決議は、コンプライアンス・オフィサー及び外部委員が出席し、出席したコンプライアンス委員会委員の全員の賛成により決めます。 ・ ただし、利害関係人等との取引に関してコンプライアンス委員会が審議を行う場合においては、利害関係人等と利害関係を有する委員は当該審議及び決議に加わることができないものとします。

(注) 外部委員は、弁護士又は公認会計士の有資格者であり、利害関係人等又はその役職員ではない者であり、かつ、コンプライアンスに関する知識及び経験があると本管理会社が判断した者とし、本書の日付現在、弁護士1名が外部委員に選任されています。

b. インフラファンド本部投資運用委員会

委員	代表取締役社長、取締役（常勤取締役のみとします。ただし、私募ファンド本部担当取締役は除きます。）、インフラファンド本部長（委員長）、各部（投資運用部及び財務管理部）の部長、コンプライアンス・オフィサー及び1名の外部委員（注）
審議内容	・ 本投資法人の投資運用方針に関する事項の審議及び決議 ・ 本投資法人の運用ガイドラインの策定及び変更の審議及び決議 ・ 本管理会社の行う金融商品取引業に係る資産の取得、処分及び運用管理に関する事項の審議及び決議 ・ 本投資法人の資産管理計画書案及び投資運用計画書案の策定及び変更に関する審議及び決議 ・ 利害関係人等との取引に関する事項の審議及び決議 ・ 本投資法人の投資主総会に関する事項の審議及び決議 ・ 本投資法人の決算及び会計関係に関する事項の審議及び決議 ・ 本投資法人の経営計画及び経営予算の決定及び変更に関する審議及び決議 ・ 本投資法人の情報の管理に関する事項（システム計画及び管理、広報など IR の方針策定、重要な情報の開示等）に関する審議及び決議 ・ 本投資法人の投資法人債及び募集投資口の発行案並びに金銭の分配案に関する審議及び決議 ・ インフラファンド本部投資運用委員会規程の改廃に関する審議及び決議 ・ その他付随する事項の審議及び決議
審議方法等	・ インフラファンド本部投資運用委員会は、コンプライアンス・オフィサー及び外部委員が出席し、かつインフラファンド本部投資運用委員会委員の3分の2以上の出席があった場合に開催されます。 ・ インフラファンド本部投資運用委員会の決議は、コンプライアンス・オフィサー及び外部委員が出席し、出席したコンプライアンス・オフィサー及び外部委員が賛成し、かつ出席したインフラファンド本部投資運用委員会委員の3分の2以上により決します。 ・ ただし、利害関係人等との取引に関してインフラファンド本部投資運用委員会が審議を行う場合においては、利害関係人等と利害関係を有する委員は当該審議及び決議に加わることはできません。 ・ コンプライアンス・オフィサーは、インフラファンド本部投資運用委員会の審議及び決議に際し、審議経過に問題があると判断した場合には、インフラファンド本部投資運用委員会の審議の中断を命じることができるものとします。

（注） 外部委員は、利害関係人等から不動産鑑定業務の依頼を受け若しくは過去に受けていた者若しくはその役職員、又は利害関係人等若しくはその役職員の、いずれか又は複数に該当する者でない不動産鑑定士であることを要するものとします。本書の日付現在、不動産鑑定士1名が外部委員に選任されています。

④ 管理会社の専門性

2020年1月17日まで本管理会社のインフラファンド本部投資運用部長を兼務していた本管理会社の代表取締役副社長は、土地信託（信託銀行が所有者から土地の信託を受け、信託銀行が受託者として賃貸事業の企画・建物の建築等の開発、開発資金の調達、管理・運営を行い、その成果としての賃貸収益から経費や手数料（信託報酬）

を差し引いて信託配当として土地所有者に支払う業務）を通じた不動産投資業務に従事した豊富な経歴を有しています。1985 年度～1996 年度までに大規模な事務所・商業施設等への投資判断を行った実績があります。

具体的には

1985 年度 ソシアルビル 賃貸施設(土地・建物)評価額 約 8.2 億円 貸借・管理

1986 年度 共同住宅 賃貸施設(土地・建物)評価額 約 1.8 億円 貸借・管理

1990 年度 オフィスビル 賃貸施設(土地・建物)評価額 約 58 億円 貸借

1991 年度 ショッピングセンター 賃貸施設(土地・建物)評価額 約 62 億円 貸借

 オフィスビル 賃貸施設(土地・建物)評価額 約 43 億円 貸借

1996 年度 オフィス・ショールーム 賃貸施設(土地・建物)評価額 約 11.4 億円 貸借・管理

太陽光発電設備に関する業務につきましては、本投資法人の執行役員及び本管理会社の代表取締役として 2 年以上にわたり、スポンサーにて所有している太陽光発電設備等について、キャッシュフローの分析、関連法規・許認可関係、自然災害リスク及び日常管理業務等の統括経験を積むとともに、社内勉強会、社外講習に参加することにより専門的な知識の習得をしています。

本管理会社に 2020 年 1 月 17 日付で新たに就任したインフラファンド本部投資運用部長は、不動産信託受益権に対する優先匿名組合出資・劣後匿名組合出資を通じて行う不動産投資及びその回収により不動産投資業務に従事した豊富な経歴を有しています。2007 年度～2014 年度までに大規模な事務所・賃貸住宅等への投資判断を行った実績があります。

2007 年度 事務所ビル 評価額 約 15 億円 投資判断・取得

2007 年度 賃貸住宅ポートフォリオ 評価額 約 41 億円(約 26 億円他 4 物件) 投資判断・取得

2013 年度 事務所ビル 評価額 約 16 億円 売却

2013 年度 事務所ビル 評価額 約 25 億円 投資判断・売却

2014 年度 事務所ビル 評価額 約 13 億円 売却

太陽光発電設備に関する業務につきましては、キャッシュフローの分析、関連法規・許認可関係、自然災害リスク及び日常管理業務等の統括経験を積むとともに、社内勉強会等に参加することにより専門的な知識の習得をしています。

本管理会社のインフラファンド本部長兼財務管理部長は、2018 年 6 月 5 日まで本管理会社のインフラファンド本部投資運用部長を務めており、本投資法人の上場時より物件の取得に係るデューデリジェンス業務及びキャッシュフローの分析を指揮統制し、本投資法人のポートフォリオ組成に必要な全ての業務についての知見を有しています。

さらに、本管理会社はスポンサーとスポンサーサポート契約を締結し、当該契約に基づき、スポンサーは、本投資法人及び本管理会社から依頼された場合、本管理会社に対し、(i)再生可能エネルギー発電設備・不動産等の取得及び運用（本投資法人の賃貸先又は業務委託先の管理（選定、期中管理、交代等）を含みます。）に関する助言・補助、(ii)人材の派遣を含め必要とされる人材確保への協力、並びに(iii)本管理会社の役職員に対する研修の提供その他の必要な支援を行うことに合意しており、スポンサーが有するメガソーラー事業に係る豊富な知識及び経験を本管理会社の専門性の向上に継続的組織的につなげる体制を構築しています。

以上により、本管理会社は、本投資法人が投資対象とするインフラ投資資産（株式会社東京証券取引所有価証券上場規程にて定義される意味を有します。）に関し、十分な専門的知識と実績を有しています。

（３）利益相反取引への取組み等

① 利益相反取引への対応方針及び運用体制

本管理会社は、資産運用業務を適正に遂行するために、本管理会社と一定の利害関係を有する自主ルールにおける利害関係人等（後記（ロ）に定義します。）との取引に関する自主ルールを大要以下のとおり定めています。

（イ）基本原則

利害関係人等との間で、取引を行う場合、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）、投信法、投信法施行令及び本管理会社の「利害関係人等取引規程」の定めを遵守するものとし、また、コンプライアンス・オフィサーは、法令又は社内規程等の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無につき事前に審査するものとします。

（ロ）自主ルールにおける利害関係人等の範囲

自主ルールにおいて「利害関係人等」とは、後記 a. ないし d. のいずれかに該当する者をいいます。

- a. 投信法第 201 条第 1 項及び投信法施行令第 123 条に定める利害関係人等
- b. 本管理会社の総株主の議決権の 10%以上を保有する株主
- c. 前記 a. ないし b. に該当する者が重要な影響を及ぼし得る特別目的会社（以下「SPC」といいます。）
- d. 本管理会社の役職員等

（ハ）利害関係人等との取引基準

本投資法人が利害関係人等との取引を行う場合、以下に定める取引基準に従うものとします。

a. 資産の取得

- i. 本投資法人が利害関係人等から不動産、不動産の賃借権、地上権、当該不動産に設置された再生可能エネルギー発電設備及びこれに付帯する設備並びに不動産、不動産の賃借権、地上権、当該不動産に設置された再生可能エネルギー発電設備及びこれに付帯する設備を信託する信託受益権（以下、本（ハ）において「対象資産」と総称します。）を取得する場合は、利害関係人等でない公認会計士（監査法人を含みます。）又は不動産鑑定士が算出した当該対象資産（再生可能エネルギー発電設備を含む複数の特定資産から構成される機能的一体をなす対象資産の場合にはその総体）の評価額（評価額に幅がある場合には、当該幅の上限額をいうものとします。）を超えて取得してはならないものとします。ただし、評価額は、対象資産そのものの価格であり、税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含みません。

ii. 利害関係人等が本投資法人への譲渡を前提に、一時的に SPC の組成を行うなどして負担した費用が存する場合、前記 i. に拘らず、当該費用を鑑定評価額に加えて取得することができるものとします。

iii. 利害関係人等からその他の特定資産を取得する場合は、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は前記 i. 及び ii. に準ずるものとします。

iv. 利害関係人等からの前記 i. ないし iii. に基づく特定資産の取得を決定した場合は、本管理会社の「適時開示規程」に従い、速やかに開示するものとします。

b. 資産の譲渡

i. 本投資法人が利害関係人等へ対象資産を譲渡する場合は、利害関係人でない公認会計士（監査法人を含みます。）又は不動産鑑定士が算出した当該対象資産（再生可能エネルギー発電設備を含む複数の特定資産から構成される機能的一体をなす対象資産の場合にはその総体）の評価額（評価額に幅がある場合には、当該幅の下限額をいうものとします。）未満で譲渡してはならないものとします。ただし、評価額は、対象資産そのものの価格であり、税金、売却費用、信託設定に要した費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含みません。

ii. 本投資法人が利害関係人等へその他の特定資産を譲渡する場合は、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は前記 i. に準ずるものとします。

iii. 利害関係人等に対する前記 i. ないし ii. に基づく特定資産の譲渡を決定した場合は、本管理会社の「適時開示規程」に従い、速やかに開示するものとします。

c. 資産の賃貸

i. 本投資法人が利害関係人等へ対象資産を賃貸する場合は、当該発電設備の発電量、調達価格、残りの調達期間等を調査し、適正と判断される条件で賃貸しなければならないものとします。

ii. 利害関係人等に対する前記 i. に基づく賃貸を決定した場合は、本管理会社の「適時開示規程」に従い、速やかに開示するものとします。

d. 資産管理業務等の委託

i. 本投資法人が利害関係人等へ資産管理業務等を委託する場合は、実績、会社信用度等を調査するとともに、委託料については、市場水準、提供役務の内容、業務総量等を勘案し決定するものとします。

ii. 本投資法人が取得する資産について、利害関係人等が既に資産管理業務等を行っている場合は、取得後の資産管理業務等について当該利害関係人等に継続して委託することができるものとしますが、この場合においても、委託料の決定については前記 i. に準じて検討の上、交渉するものとします。

iii. 利害関係人等に対する前記 i. ないし ii. に基づく資産管理業務等の委託を決定した場合は、本管理会社の「適時開示規程」に従い、速やかに開示するものとします。

e. 資産の売買又は賃貸の媒介委託

i. 本投資法人が利害関係人等へ対象資産の売買の媒介を委託する場合は、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。その後の改正を含みます。）（以下「宅建業法」といいます。）第 46 条に規定する報酬に準じて当該規定の範囲内とし、売買価格の水準、媒介の難易度等を勘案して決定するものとします。

ii. 本投資法人が利害関係人等へ対象資産の賃貸の媒介を委託する場合は、宅建業法に規定する報酬の範囲内とし、賃料水準、媒介の難易度等を勘案して決定するものとします。

のとします。

iii. 利害関係人等に対する前記 i. ないし ii. に基づく媒介の委託を決定した場合は、本管理会社の「適時開示規程」に従い、速やかに開示するものとします。

f. 工事等の発注

i. 本投資法人が利害関係人等へ 100 万円以上の工事等を発注する場合は、第三者の見積り価格及び内容等を比較検討した上で、適正と判断される条件で工事の発注を行うものとします。

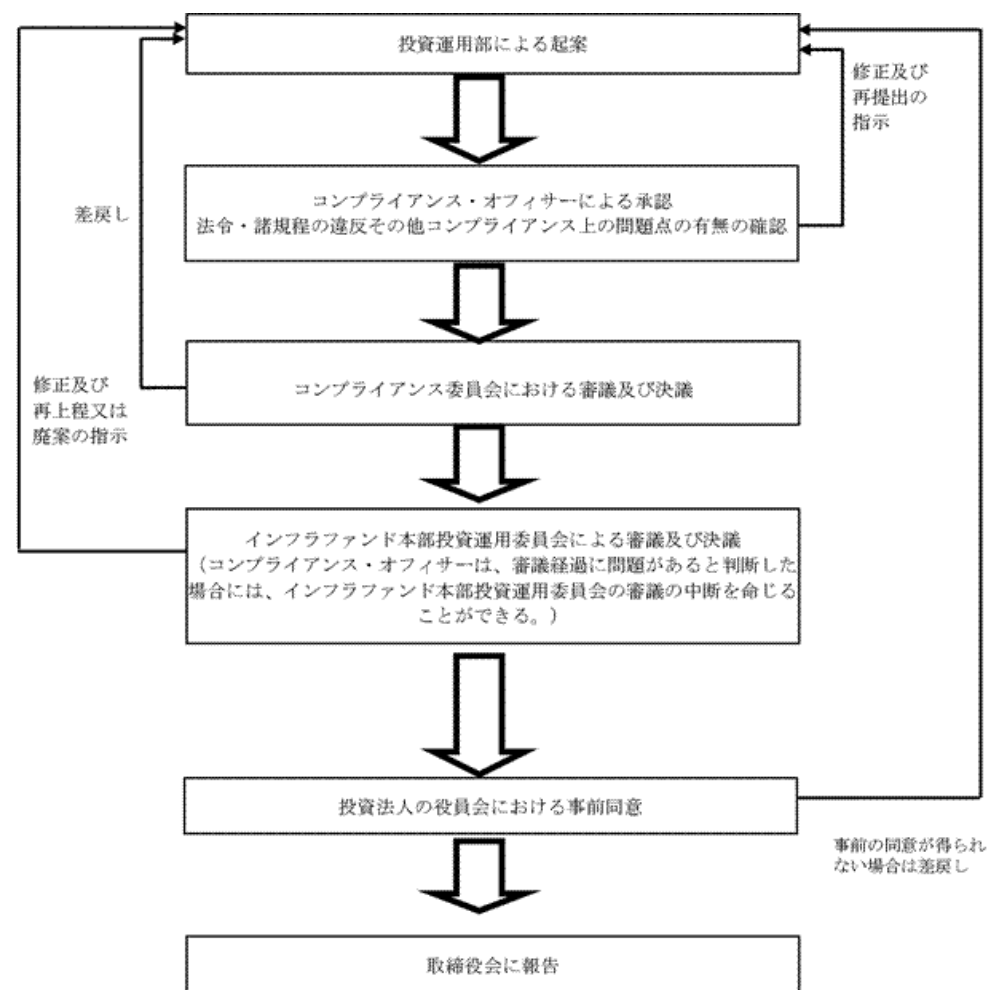
ii. 利害関係人等に対して前記 i. に基づく工事の発注を行う場合、工事別に期ごとに資産運用報告において開示するものとします。

(二) 利害関係人等との取引に関する意思決定手続

本管理会社が、本投資法人との間の資産運用委託契約に基づき行う運用業務の内容が利害関係人等との取引に該当する場合には、「利害関係人等取引規程」及び「業務分掌規程」の定めるところにより、以下の a. から d. の手続に基づき、意思決定を行います。

- a. 投資運用部は、本投資法人に関する資産の取得、譲渡、賃貸、資産管理業務等の委託、資産の売買又は賃貸の媒介委託及び工事等の発注（ただし、1 件当たり 100 万円未満のものを除きます。）（以下、本（二）において「当該取引」といいます。）にあたり、当該取引が本管理会社の利害関係人等との取引に該当する場合には、事前にコンプライアンス・オフィサーによる法令又は社内規程等の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無に関する審査を経た上で、コンプライアンス委員会に議案として上程します。
- b. コンプライアンス委員会は、上程された議案の審議を行い、必要と認めるときは、投資運用部に差戻しを行います。議案は、コンプライアンス委員会の決議が得られた後、インフラファンド本部投資運用委員会に上程されます。
- c. インフラファンド本部投資運用委員会は、上程された議案の審議を行い、必要と認めるときは、投資運用部に修正及び再上程又は廃案の指示を行います。コンプライアンス・オフィサーは、インフラファンド本部投資運用委員会の審議の過程に問題があると判断した場合には、インフラファンド本部投資運用委員会の審議の中断を命じることができます。コンプライアンス委員会及びインフラファンド本部投資運用委員会において、当該議案の審議及び決議がなされた場合、本投資法人の事前の同意を得ることを要するものとし、必要な議案が本投資法人の役員会に議案として上程されるようにします。
- d. 本投資法人の役員会の事前の同意が得られた場合には、当該取引を実行するものとし、当該取引は取締役会に報告されるものとします。なお、本投資法人の役員会の事前の同意が得られなかった議案は、投資運用部に差し戻されるものとします。

<利害関係人等との取引に関する意思決定フロー>



② 運用体制の採用理由

(イ) 利益相反取引に対して本投資法人の執行役員が果たす機能について

本投資法人の執行役員である菊池正英は本管理会社の役員を兼任しています。兼職による利益相反関係への体制については「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (1) 投資法人 ② 管理会社役職員と兼職する投資法人の役員の選任理由・兼職理由及び利益相反関係への態勢」をご参照ください。

(ロ) 利益相反取引に対する本管理会社の取締役会が果たす機能について

本管理会社の取締役会はスポンサー会社であるタカラレーベンの関係者で構成されています（関係者5名のうち、代表取締役社長は2017年4月に、代表取締役副社長は2014年10月に転籍しています。）。そのため本管理会社の利害関係者と本投資法人との取引においては公正性と透明性の確保が必要であると考え、自主ルール「利害関係人等取引規程」を制定し、当該規程によりコンプライアンス・オフィサーによる承認とインフラファンド本部投資運用委員会、コンプライアンス委員会により厳格に審議・決議されること、また本投資法人における事前同意を取得すること等を規定しています。詳細につきましては「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (3) 利益相反取引への取組み等 ① 利益相反取引への対応方針及び運用体制」をご参照ください。

また当該規程の改定についてはコンプライアンス委員会及び取締役会の決議を得るものとしています。

(ハ) 利益相反取引に対する外部委員が果たす機能について

本管理会社のコンプライアンス委員会及びインフラファンド本部投資運用委員会においては、スポンサーであるタカラレーベンと利害関係がない、本管理会社の「利害関係人等取引規程」に定める「利害関係人等」又はその役職員ではない外部専門家を委員として選任することとしています。コンプライアンス委員会では、外部委員の出席を必須とし、単独で議案を否決できる権限をコンプライアンス委員会規程で定めています。また、インフラファンド本部投資運用委員会では、外部委員の出席を必須とし、単独で議案を否決できる権限をインフラファンド本部投資運用委員会規程で定めています。また各委員会の概要につきましては「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (2) 管理会社 ③ 投資法人及び管理会社の運用体制 (ハ) 委員会の概要」をご参照ください。

【外部委員の主要略歴】

氏名	主要略歴	兼任・兼職の状況
品川 広志	2002年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）	左記のとおり
	2002年10月 濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）	
	2008年9月 米国ジョージア州 Alston & Bird LLP 出向	
	2009年9月 モルガン・スタンレー証券株式会社 （現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）投資銀行本部 出向	
	2010年8月 米国カリフォルニア州 弁護士登録（現任）	
	2010年10月 森・濱田松本法律事務所	

	2012 年 1 月	錦華通り法律事務所	
	2012 年 4 月	東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 コンプライアンス・リスクマネジメント委員会 外部委員（現任）	
	2013 年 3 月	星野リゾート・リート投資法人 監督役員（現任）	
	2015 年 6 月	株式会社みらいワークス 社外監査役（現任）	
	2015 年 9 月	タカラアセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員（現任）	
	2016 年 3 月	株式会社再生医療推進機構（現 株式会社セルテクノロジー） 社外監査役	
	2017 年 7 月	株式会社インフキュリオン・グループ 社外監査役（現任）	
	2018 年 9 月	株式会社メトセラ 社外監査役（現任）	
	2019 年 1 月	弁護士法人エムパートナーズ（現任）	
高田 昌治	1995 年 4 月	三井不動産販売株式会社	左記のとおり
	1999 年 8 月	株式会社二十一鑑定	
	2000 年 9 月	株式会社日経財務・不動産鑑定	
	2005 年 1 月	株式会社リサ・パートナーズ	
	2005 年 12 月	モルガン・スタンレー証券株式会社	
	2006 年 12 月	EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社	
	2014 年 11 月	東京ベイ アプレイザル（現 東京ベイ アプレイザル株式会社） 代表就任	
	2015 年 9 月	タカラアセットマネジメント株式会社 インフラファンド本部投資運用委員会 外部委員 （現任）	
	2016 年 9 月	東京ベイ アプレイザル株式会社 代表取締役（現任）	
	2018 年 9 月	タカラアセットマネジメント株式会社 私募ファンド本部投資運用委員会 外部委員 （現任）	

(二) 利益相反取引に対するコンプライアンス・オフィサーが果たす機能について

コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス全般の企画、立案及び推進を行うものとし、他部門に対する社内牽制機能の実効性を確保しています。コンプライアンス・オフィサーの役割については「1. 基本情報 (1) コンプライアンスに関する基本方針」をご参照ください。

【コンプライアンス・オフィサーの主要略歴】

氏 名	主要略歴		兼任・兼職の状況
西村 修治	1976 年 4 月	中央信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）	左記のとおり
	2006 年 4 月	中央三井信不動産株式会社（現 三井住友トラスト不動産株式会社） 出向	
	2006 年 4 月	同社 取締役情報開発部長	
	2006 年 4 月	同社 取締役情報開発部長兼不動産事業部長	
	2010 年 4 月	同社 取締役業務部長兼経営企画室長	
	2011 年 4 月	同社 取締役業務部長兼検査部長	
	2012 年 4 月	三井住友トラスト不動産株式会社 常勤監査役	
	2014 年 7 月	株式会社タカラレーベン	
	2014 年 7 月	タカラアセットマネジメント株式会社へ出向 コンプライアンス・オフィサー（現任）	
	2018 年 7 月	タカラアセットマネジメント株式会社へ転籍	

(4) リスク管理方針及びリスク情報

① リスク管理方針

別添資料をご確認ください。

② インフラ有価証券又はインフラ関連有価証券の投資方針

該当事項はありません。

③ リスク情報

各種リスク要因につきましては、本投資法人の 2020 年 2 月 27 日付有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 3 投資リスク」をご参照ください。

3. スポンサー関係者等との取引等

(1) 利害関係人等との取引等

① 取引の種別：特定資産の取得

該当事項はありません。

② 取引の種別：賃貸借取引

第8期（2019年11月期）における利害関係人等であるタカラレーベンからの賃貸収入等の概要については、以下のとおりです。

委託先	資産名	契約満了日	総賃料収入（注1）	取引総額に占める割合
株式会社タカラレーベン	LS 塩谷発電所	2036年6月1日	59,431,216円	100.0%
	LS 筑西発電所	2036年6月1日	25,009,473円	
	LS 千葉若葉区発電所	2036年6月1日	15,724,071円	
	LS 美浦発電所	2036年6月1日	26,510,208円	
	LS 霧島国分発電所	2036年6月1日	45,715,537円	
	LS 匝瑳発電所	2036年6月1日	37,457,655円	
	LS 宮城大郷発電所	2036年6月1日	39,284,527円	
	LS 水戸高田発電所	2036年6月1日	44,796,563円	
	LS 青森平内発電所	2036年6月1日	39,454,965円	
	LS 利根布川発電所	2036年6月1日	54,973,450円	
	LS 神栖波崎発電所	2037年2月6日	25,285,234円	
	LS つくば房内発電所	2037年5月31日	54,103,839円	
	LS 鉾田発電所	2037年5月31日	38,001,459円	
	LS 那須那珂川発電所	2037年5月31日	369,446,796円	
	LS 藤岡A発電所	2037年5月31日	12,422,463円	
	LS 稲敷荒沼1発電所	2037年5月31日	56,747,387円	
	LS 藤岡B発電所	2037年5月31日	49,277,340円	
	LS 稲敷荒沼2発電所	2037年5月31日	25,374,545円	

	LS 桜川下泉発電所	2037 年 11 月 30 日	51,196,784 円
	LS 福島矢祭発電所	2037 年 11 月 30 日	26,586,036 円
	LS 静岡御前崎発電所	2038 年 2 月 27 日	23,536,028 円
	LS 三重四日市発電所	2038 年 5 月 31 日	43,335,330 円
	LS 桜川中泉発電所	2038 年 5 月 31 日	53,698,969 円
	LS 白浜発電所	2038 年 5 月 31 日	165,449,355 円
	LS 高萩発電所	2038 年 5 月 31 日	20,894,171 円
	LS 飯能美杉台発電所	2039 年 6 月 27 日	35,172,229 円

(注1) 「総賃料収入」は、本投資法人の第8期(2019年11月期)である2019年6月1日から2019年11月30日までの最低保証賃料額の合計額を記載しています。

③ 取引の種別：特定資産の維持管理

第8期(2019年11月期)における利害関係人等であるタカラレーベンへの支払報酬の概要については、以下のとおりです。

区分	支払手数料等総額 (A)	利害関係人等との取引内容		総額に対する割合 (B/A)
		支払先	支払金額 (B)	
オペレーター報酬 (管理委託費)	21,010 千円	株式会社タカラレーベン	21,010 千円	100.0%

(2) 資産取得等の状況

第8期(2019年11月期)における利害関係人等及びその他特別の関係にあるものからの資産取得等の状況は以下のとおりです。

※①会社名・氏名、②特別な利害関係にある者との関係、③取得経緯・理由等

資産名 (所在地)	投資法人	前所有者・信託受益者	前々所有者・信託受益者	前々々所有者・信託受益者
※	③ 取得(譲渡)価格 取得(譲渡)時期	①、②、③ 取得(譲渡)価格 取得(譲渡)時期	①、②、③ 取得(譲渡)価格 取得(譲渡)時期	①、②、③ 取得(譲渡)価格 取得(譲渡)時期
LS 飯能美杉台 発電所 (埼玉県飯能)	③本投資法人が取得することを 前提に株式会社タカラレーベン が開発した資産であります、	① 三幸オフィスマネジメント株式会社 ② - ③ 投資運用目的で取得	① 株式会社タカラレーベン ② 本管理会社の主要株主 ③ 再生可能エネルギー発電設備開	なし

資産名 (所在地)	投資法人	前所有者・信託受益者	前々所有者・信託受益者	前々々所有者・信託受益者
市美杉台 6 丁目 7 番 1 他 6 筆)	バリュエーションレポートによる設備価格及び不動産鑑定評価機関が算出した調査価額と資産価格は妥当なものであり、資産運用の基本方針と投資基準に合致することから取得しました。		発目的で取得	
	758 百万円	非開示(注 1)	—(注 2)	—
	2019 年 6 月	2019 年 3 月	2015 年 3 月	—

(注 1) 土地及び発電設備の取得価格については、前所有者からの承諾が得られていないため、記載を省略しています。

(注 2) 前々所有者が 1 年を超えて所有している物件であるため、前々所有者の取得価格の記載を省略しています。

4. その他

(1) インフラ資産等又はインフラ関連有価証券の価格を評価する者の選定方針及び概要（2019年11月30日現在）

① 選定方針

インフラ資産又はインフラ関連有価証券の価格を評価する価格調査業者の選定にあたっては、(i)上場不動産投資法人又は上場インフラファンド投資法人の保有資産に関して価格調査等の実績があること、並びに(ii)公正性及び透明性の確保に足る優れた価格調査等の能力を有していることを主な基準として選定するものとします。ただし、上場不動産投資法人又は上場インフラファンド投資法人の保有資産に関する価格調査等を適切に行うことができる能力を有していると認められる価格調査業者がある場合には、価格調査等の能力、価格調査等に要する日数及び費用等を総合的に勘案し、同種のインフラ資産又はインフラ関連有価証券の価格の評価を行った実績がある価格調査業者で、同者を選定するのが適切と判断したときは、上記(i)の要件を充足していない場合であっても、当該価格調査業者を選定することができるものとします。

② 概要

インフラ資産等又はインフラ関連有価証券の価格を評価する者の概要

資産名称	インフラ資産等又はインフラ関連有価証券の価格を評価する者の概要			
	名 称	住 所	事業内容	選定理由
LS 塩谷発電所 LS 筑西発電所 LS 千葉若葉区発電所 LS 美浦発電所 LS 霧島国分発電所 LS 匝瑳発電所 LS 宮城大郷発電所 LS 水戸高田発電所 LS 青森平内発電所 LS 利根布川発電所 LS 神栖波崎発電所 LS つくば房内発電所 LS 鉾田発電所 LS 那須那珂川発電所 LS 藤岡 A 発電所 LS 稲敷荒沼 1 発電所	PwC サステナビリティ合同会社	〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング	サステナビリティ情報に関する評価及び報告書のコンサルティング業務他	同社は J-REIT での豊富な経験と実績を有しており、また再生可能エネルギーファンドの立ち上げ支援等も数多く行っていることから選定の運びとなった。

LS 藤岡 B 発電所 LS 稲敷荒沼 2 発電所 LS 桜川下泉発電所 LS 福島矢祭発電所 LS 静岡御前崎発電所 LS 三重四日市発電所 LS 桜川中泉発電所 LS 白浜発電所 LS 高萩発電所 LS 飯能美杉台発電所				
LS 塩谷発電所 LS 筑西発電所 LS 千葉若葉区発電所 LS 美浦発電所 LS 霧島国分発電所 LS 匝瑳発電所 LS 宮城大郷発電所 LS 水戸高田発電所 LS 青森平内発電所 LS 利根布川発電所 LS 神栖波崎発電所 LS つくば房内発電所 LS 銚田発電所 LS 那須那珂川発電所 LS 藤岡 A 発電所 LS 稲敷荒沼 1 発電所 LS 藤岡 B 発電所 LS 稲敷荒沼 2 発電所 LS 桜川下泉発電所	シービーアールイー株式会社	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-1-1 明治安田生命 ビル 18F	価格等調査業務	同社は J-REIT での豊富な経験と実績を有しており、太陽光発電設備評価についても見識がある。また同社 100%株主である CBRE はニューヨーク証券取引所へ上場しており、世界的なネットワークのもと、再生可能エネルギー施設への評価ノウハウも期待できること、並びにコストの妥当性及び納期の信頼性などを総合的に勘案のうえ選定の運びとなった。

LS 福島矢祭発電所 LS 静岡御前崎発電所 LS 三重四日市発電所 LS 桜川中泉発電所 LS 白浜発電所 LS 高萩発電所 LS 飯能美杉台発電所				
LS 塩谷発電所 LS 筑西発電所 LS 千葉若葉区発電所 LS 美浦発電所 LS 霧島国分発電所 LS 匝瑳発電所 LS 宮城大郷発電所 LS 水戸高田発電所 LS 青森平内発電所 LS 利根布川発電所 LS 神栖波崎発電所 LS つくば房内発電所 LS 鉾田発電所 LS 那須那珂川発電所 LS 藤岡 A 発電所 LS 稲敷荒沼 1 発電所 LS 藤岡 B 発電所 LS 稲敷荒沼 2 発電所 LS 桜川下泉発電所 LS 福島矢祭発電所 LS 静岡御前崎発電所 LS 三重四日市発電所 LS 桜川中泉発電所 LS 白浜発電所 LS 高萩発電所	イー・アンド・イー ソリューションズ株 式会社	〒101-0021 東京都千代田区外神田 4-14-1 秋葉原 UDX ビル 22F	太陽光発電事業 に係る技術 デューディリ ジェンス業務	同社は環境アセスメント、廃棄物関連、溶鉱炉及び再生 可能エネルギー施設等の技術デューディリジェンスにつ いて古くから官民依頼実績がある。大規模太陽光発電事 業に対する技術デューディリジェンスについては、350 件以上、合計出力容量約 3GW の業務実績を有してお り、その業務内容においては、太陽光発電施設の技術的 信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内 容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続 きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれてい る。これらの豊富な経験及びノウハウの蓄積が本件評価 に際し十分に発揮しうる期待ができること、並びにコス トの妥当性及び納期の信頼性などを総合的に勘案のうえ 選定の運びとなった。

LS 飯能美杉台発電所				
-------------	--	--	--	--

(2) 特定資産の価格等調査者の選定方針及び概要

① 特定資産の価格等調査者の選定方針

取引相手方及び本管理会社から独立した第三者であり、かつ実績から信頼性の確保ができる弁護士、公認会計士又は監査法人等に発注します。取引相手方及び本管理会社の顧問として継続的に業務を提供している専門家や当該価格等調査の対象取引について助言を行っている専門家は、独立した第三者とはみなされません。

なお、当該業務を委託する発注先の候補は常時複数を確保しておき、取引の内容、相手先などから、適切な委託先を選定し、委託を行います。

② 概要

特定資産の価格等調査者の概要

資産名称	特定資産の価格等調査者の概要			
	名 称	住 所	事業内容	選定理由
LS 塩谷発電所 LS 筑西発電所 LS 千葉若葉区発電所 LS 美浦発電所 LS 霧島国分発電所 LS 匝瑳発電所 LS 宮城大郷発電所 LS 水戸高田発電所 LS 青森平内発電所 LS 利根布川発電所 LS 神栖波崎発電所 LS つくば房内発電所 LS 鉾田発電所 LS 那須那珂川発電所 LS 藤岡 A 発電所 LS 稲敷荒沼 1 発電所 LS 藤岡 B 発電所 LS 稲敷荒沼 2 発電所 LS 桜川下泉発電所	太陽有限責任監査法人	〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂Kタワー22 階	特定資産の価格等調査業務	同法人は、本投資法人の会計監査人であり、スポンサーから太陽光発電設備に関する調査能力がある者として紹介を受け、本投資法人の保有資産等への理解も深く、世界 100 か国以上にネットワークをもつ、国際会計事務所のグループの日本におけるメンバーとして社会的な信頼性が高いこと及びコストの妥当性などを総合的に勘案のうえ選定の運びとなった。

LS 福島矢祭発電所 LS 静岡御前崎発電所 LS 三重四日市発電所 LS 桜川中泉発電所 LS 白浜発電所 LS 高萩発電所 LS 飯能美杉台発電所				
---	--	--	--	--

(3) 「インフラ投資資産の収益継続性に係る意見書」及び「インフラ投資資産の収益性に係る意見書」の作成者の選定方針及び概要

① 選定方針

上記各意見書の作成者の選定については、バリュエーションレポート作成業者及び不動産鑑定評価業者選定等に係る基準と同様の選定方針です。「4. その他 (1) インフラ資産等又はインフラ関連有価証券の価格を評価する者の選定方針及び概要」をご参照ください。

② 概要

「インフラ投資資産の収益継続性に係る意見書」及び「インフラ投資資産の収益性に係る意見書」

資産名称	作成者の概要			
	名 称	住 所	事業内容	選定理由
LS 匝瑳発電所 LS 宮城大郷発電所 LS 水戸高田発電所 LS 青森平内発電所 LS 利根布川発電所 LS 神栖波崎発電所 LS 藤岡 A 発電所 LS 稲敷荒沼 1 発電所 LS 藤岡 B 発電所 LS 稲敷荒沼 2 発電所 LS 白浜発電所 LS 高萩発電所	イー・アンド・イーソ リューションズ株式会社	〒101-0021 東京都千代田区外神田 4-14- 1 秋葉原 UDX ビル 22F	太陽光発電事業 に 係 る 技 術 デ ュ ー デ ィ リ ジェンス業務	同社は環境アセスメント、廃棄物関連、溶鉱炉及び再生可能エネルギー施設等の技術デューディリジェンスについて古くから官民依頼実績がある。大規模太陽光発電事業に対する技術デューディリジェンスについては、350 件以上、合計出力容量約 3GW の業務実績を有しており、その業務内容においては、太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれている。これらの豊富な経験及びノウハウの蓄積が本件評価に際し十分に発揮しうる期待ができること、並びにコストの妥当性及び納期の信頼性などを総合的に勘案のうえ選定の運びとなった。

(4) オペレーターの選定基準及び適合状況

① オペレーターの選定基準に関する事項

本投資法人が運用する資産のオペレーターは、以下の基準を満たす者から選定するものとします。オペレーターに本投資法人の運用資産を賃貸する場合には、運営状況等についての評価を定期的に行い、適正な業務遂行が維持できない場合には、契約の解除を行うこと又は契約の更新を行わないことを検討するものとします。また、オペレーターとの契約に、かかる検討の障害となるような条項を設けてはならないこととします。なお、タカラレーベンをオペレーターとして、同社に本投資法人の運用資産を賃貸する場合には、利益相反取引防止の観点から、利害関係人等取引規程に基づく所定の手続に従って行うものとします。

選定基準	選定内容	オペレーターの選定基準
①オペレーターが運営をすることとなる種類の資産の運営に関する実績	原則として、当該選定対象者が運営する資産が再生可能エネルギー発電設備である場合には、当該種類の資産の運営に関して右記の実績があること。	・当該種類の発電設備の運営に関する実績が2年以上あること。 ・直近事業年度における、当該種類の発電設備の運営事業に係る売上高の合計が1億円以上であること。 ・過去2年間に於いて当該種類の発電設備の運営に関する実績が5件以上あること。ただし、その出力が500kw以上で、かつ、商業運転段階において半年以上運営を継続したものに限る。
②運営の対象となる資産が立地する地域における運営体制	当該資産が立地する地域における適切な運営体制を有していること。本号の基準の判定に際しては、右記の点を含む運営体制に関する状況を総合的に判断するものとする。	・当該資産が立地する地域において発電設備についてモニタリングするための組織が構築されていること（例えば、実際の発電状況等について一括モニタリングできるようなシステムが構築されている等）。 ・各発電設備の保守管理等の業務（O&M業務）を、当該選定者から第三者に委託する場合、当該委託状況のモニタリングを第一次的に行うための組織が構築されていること（それにより、本投資法人も賃貸借契約等を通じて間接的にモニタリングを行うことができること）。
③オペレーターが運営をすることとなる種類の資産の運営業務に係る社内体制	社内体制に関し、右記の基準を満たすこと。	・当該種類の資産の運営業務に携わる人員が常時5名以上（そのうち1年以上の当該業務経験を有している者が3名以上）存在し、そのうち責任者の地位にある者は、2年以上の当該業務経験及び当該業務に係る十分な知識を有していること。 ・コンプライアンス（法令遵守）に関する十分な社内体制を有していること（例えば、(i)オペレーターが金融商品取引所に上場されている等により当該事項を確認できる公表資料（金融商品取引法又は東証の規則に基づく開示書類を含む。）が存在する当該公表資料を精査し、また(ii)オペレーターが金融商品取引所に上場されている場合であれば、定期的

選定基準	選定内容	オペレーターの選定基準
		な内部監査を受けていることを確認し、かつ、(iii)あらかじめコンプライアンスに関する社内体制について質問（法令等遵守態勢、内部通報制度、苦情等への対応、顧客情報等の保護、内部者取引の防止、反社会的勢力への対応、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。その後の改正を含む。）への対応、リスク管理態勢、危機管理態勢、内部監査態勢等に関するもの）を行い、書面による回答を精査して確認する。）。)
④財務状況	財務状況に関し、原則として、右記の基準を満たすこと。	・当該選定対象者の各年度の決算期における(i)（連結財務諸表を作成していない場合には、）単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失となっているものではなく、また、(ii)（連結財務諸表を作成している場合には、）単体及び連結の損益計算書に示される経常損益がいずれも2期連続して損失となっているものではないこと。 ・当該選定対象者が過去3年間に於いて債務超過ではないこと。 ・その他、当該資産の運営を行うのに必要な財務状況を有することに合理的な疑いを生じさせる事項がないこと。
⑤反社会的勢力非該当		・本管理会社の「反社会的勢力対応マニュアル」に定める反社会的勢力でないこと。

② オペレーターの選定基準への適合状況

オペレーター	選定基準①	選定基準②	選定基準③	選定基準④
タカラレーベン	・オペレーターは太陽光発電設備の運営に関する実績が2年以上あります。 ・直近事業年度におけるオペレーターの太陽光発電設備の運営事業に係る売上高は10,794百万円となります。 ・オペレーターは過去2年に	・各発電所には遠隔で発電状況の確認ができる設備があります。 ・太陽光発電設備の保守管理等の業務（O&M 業務）は本投資法人から委託しており、タカラレーベンからは委託しておりませ	・太陽光発電設備の運営業務に携わる人員が常時10名（そのうち1年以上の当該業務経験を有している者が3名以上）存在し、そのうち責任者の地位にある者は、2年以上の当該業務経験を有しております。	・オペレーターの各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書のいずれかの一つに示される経常損益が2期連続して損失とはなっておりません。（参照：タカラレーベンHP ハイライト情報 https://www.leben.co.jp/ir/highlights.html） ・オペレーターは過去3年間に於いて債務超過にはなっておりません。 ・オペレーターは当該資産の運営を行うのに必要な

オペレーター	選定基準①	選定基準②	選定基準③	選定基準④
	において太陽光発電設備の運営事業に関する実績が5件以上あります。 以上から、選定基準①に適合しています。	ん。 以上から、選定基準②に適合しています。	・東証一部に上場しているオペレーターは内部統制報告書において無限定の適正意見を頂いており、また、定期的な内部監査を受けていることからコンプライアンスに関する十分な社内体制を有しています。 以上から、選定基準③に適合しています。	財務状況を有しています（上記タカラレーベンH P ハイライト情報を参照）。 以上から、選定基準④に適合しています。

(5) その他利益相反の可能性のある取引

該当事項はありません。

(6) I Rに関する活動状況

① 基本方針

本管理会社は、本投資法人の資産運用にあたり、常に投資家の視点に立ち、迅速、正確かつ公平に情報を開示するものとし、投資家に開示すべき情報の集約体制を整え、これを維持するものとします。

② 情報開示体制

本管理会社は上記基本方針をする適時開示規程を策定しています。適時開示の担当部署は財務管理部とし、適時開示の情報取扱責任者は、財務管理部長とします。適時開示における法令遵守態勢を維持し、適時開示の内容その他についてコンプライアンス上のチェックを担う責任者を、コンプライアンス・オフィサーとします。情報取扱責任者及びコンプライアンス・オフィサーは、適時開示を行うに当たり、随時法律事務所又は会計事務所等に対して必要に応じて助言を求め、法令遵守に十分留意して適時開示を行うものとします。また、情報管理体制の確立、維持及び向上に必要な事項並びに危機発生時の対応に係る基本方針を定めることにより、本管理会社における情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保し、情報資産を適切に保護することを目的として、情報管理規程を制定しています。

③ IR 活動

(イ) 国内外機関投資家及びアナリスト向け

本投資法人の決算期毎に決算説明会を開催致します。また国内機関投資家及び必要に応じて海外の機関投資家との個別ミーティングを設け、直接説明を行います。

(ロ) 個人投資家向け

本管理会社が各種フェア、セミナー等に積極的に参加し、運用状況等を直接説明する機会を設けます。

(ハ) ホームページ開設

決算短信、有価証券報告書、資産運用報告、決算説明会資料等の決算関連情報の他、プレスリリース、運用資産状況、利害関係人等との取引状況等を本投資法人のホームページに掲載し、幅広い投資家層に対して迅速、正確、公平に有用な情報取得機会を提供致します。

(ニ) IR スケジュール

本投資法人の決算にかかる IR 活動のスケジュール（予定）は以下のとおりです。

- ・ 決算月： 5 月、11 月
- ・ 決算短信発表： 7 月、1 月
- ・ 決算アナリスト説明会： 7 月、1 月
- ・ 資産運用報告発送： 8 月、2 月

(7) 有価証券上場規程第 1505 条第 1 項第 2 号 c に定める適時開示に係る助言契約の有無

該当事項はありません。ただし、主幹事証券会社より推薦書が提出されています。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

- ・ 本管理会社は、全社的な排除体制を整備し、役職員の教育を実施します。また、発生した不当要求に対して、その報告、協議及び対応に関する体制を整備して適切に対応します。
- ・ 本管理会社は、排除体制の一環として、コンプライアンス・オフィサーを不当要求防止責任者（以下「防止責任者」といいます。）とします。防止責任者は、必要に応じ不当要求防止担当者（以下「防止担当者」といいます。）を任命します。
- ・ 防止責任者及び防止担当者は、以下に定めるとおり、所轄の警察署・暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関（以下総称して「外部専門機関」といいます。）との連絡を行い、排除体制を整備し、役職員の研修を実施します。
 - ① 防止責任者及び防止担当者は、外部専門機関と連絡を密にし、情報交換、指導及び支援が受けられるように連携体制を保つことにより、反社会的勢力との関係遮断に向け取り組みます。なお、暴力追放運動推進センター、企業防衛協議会、各種の暴力団排除協議会等が行う地域や職域の暴力団排除活動については、必要に応じて参加するものとします。
 - ② 防止責任者及び防止担当者は、日頃から、外部専門機関を活用するとともに、情報誌、セミナー等を通じて反社会的勢力に関する情報収集を行い、最新の動向を把握し、的確に対応できるよう研鑽を積みます。また、防止責任者及び防止担当者は、適宜収集した情報を役職員へ連絡するとともに、社内体制の整備、従

業員の安全確保、役職員の研修の実施、対応マニュアルの整備等に取り組み、本管理会社の反社会的勢力排除の体制を整備します。

- ③ 防止責任者及び防止担当者は、社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等についての取組みの結果を、必要に応じて取締役会に報告します。
 - ④ 防止責任者及び防止担当者は、取引先の審査や株主の属性判断等を行うことにより、反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築します。かかるデータベースは、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用して逐次更新します。
- ・ 本管理会社の役職員は、不当要求を受けた場合、又はそのおそれがある場合は、速やかに、防止責任者に報告します。防止責任者は、かかる報告を受けた場合又は不当要求若しくはそのおそれがあることを自ら認知した場合は、取締役会に報告します。

以 上